



日本NPOセンターは民間非営利セクターに関するインフラストラクチャー・オーガニゼーション（基盤的組織）として、NPOの社会的基盤の強化を図り、市民社会づくりの共同責任者としての企業や行政との新しいパートナーシップの確立をめざします。

設立：1996年11月22日

法人認証：1999年5月31日

認定：2021年5月7日（初回認定2011年）

理事19名、有給職員17名、正・準会員821

www.jnpoc.ne.jp



NPOと行政の 対話フォーラム



めざす社会の実現に向けNPOと行政が共に学び合う場として2002年から毎年実施しています。先進事例を持つ自治体の首長を招いて話を聞くほか、分科会のような比較的小規模な議論の場や、情報交換会として名刺交換などを行い交流できる場を設けています。

<https://www.jnpoc.ne.jp/activity/npo-supporter/to-learn/dialogue-with-government/>

政策提言

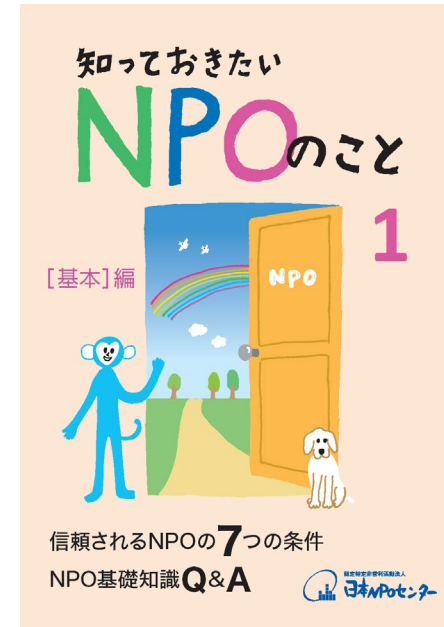


NPO法関連法税制をはじめ、新型コロナウイルス対策や寄付法制、孤独・孤立対策、被災者支援制度改正、休眠預金等活用法など、NPO関連施策に関する提言などを行っています。提言にあたっては必要に応じて全国のNPO支援センターなど関係機関と連携しています。超党派NPO議員連盟へのお願いのほか、内閣府など関係省庁と対話をしています。

<https://www.jnpoc.ne.jp/category/advocacy/>

信頼される NPOの7つの条件

行政と協働する NPOの8つの姿勢



NPOと行政による協働の取り組みが活発になり、その方法や内容も多岐にわたるようになってきた一方で、事業を行う中でさまざまな課題や問題が浮き彫りになったという認識から、NPO支援センターのリーダーとNPOに求められる姿勢を議論。「信頼されるNPOの7つの条件」や「行政と協働するNPOの姿勢」としてブックレットに収録しました。

<https://www.jnpoc.ne.jp/activity/npo-supporter/to-know/8-postures/>

行政と協働するNPOの8つの姿勢

1. 市民の共感と参加を基本とする事業づくりの能力を持ち、それを通じて本当の市民自治を促進すること
2. ミッションと協働事業の整合性を考え、事業を展開すること
3. 行政に依存せず、精神的に独立していること
4. 相互のシステムの違いを理解しつつ、解決の糸口を見出していく姿勢を持って努力すること
5. NPOならではの関与によって協働事業の質を向上できるような専門性・特性をもつこと
6. ルールの違いを乗り越えるための能力を備えておくこと
7. 協働した結果は、市民の共有財産として広く積極的に知らせていくこと
8. 契約にあたって、対等な立場で交渉する力をつけること

「民間NPO支援センター・将来を展望する会」
知っておきたいNPOのこと3【協働編】より抜粋

<https://www.jnpoc.ne.jp/activity/npo-supporter/to-know/8-postures/>

NPOと協働する行政職員の8つの姿勢

1. 公共は「官」だけが担うのではなく、NPOや企業などさまざまな主体と共に担う意識を持つこと
2. 協働とは特別なことではなく、チャレンジであり、失敗を恐れない意識を持つこと
3. ニーズは現場に足を運び、当事者の生の声に耳を傾けてこそわかるという意識を持つこと
4. 協働相手とは対等である。本音で語りあえてこそ、協働であるという意識を持つこと
5. 協働の現場では、自らの責務として率先して行政内部で連携し相乗効果を得ること
6. 協働には十分なコミュニケーションが必要であり、共感するには時間がかかるという意識を持つこと
7. 情報は市民のものであり、市民のために活用してこそ価値がある
8. 協働できない理由を探すのではなく、受益者のためにどうしたら実現できるのかを考えること

日本NPOセンターが
支援対象とする
NPOの定義

医療・福祉・環境・文化・芸術・スポーツ・まちづくり・国際協力・交流・人権・平和など、

あらゆる分野の

市民活動団体等の民間非営利組織で、

民間の立場で活動するものであれば、

法人格の有無や種類を問わない



特定非営利活動促進法 第一条

この法律は、特定非営利活動を行う団体に
法人格を付与

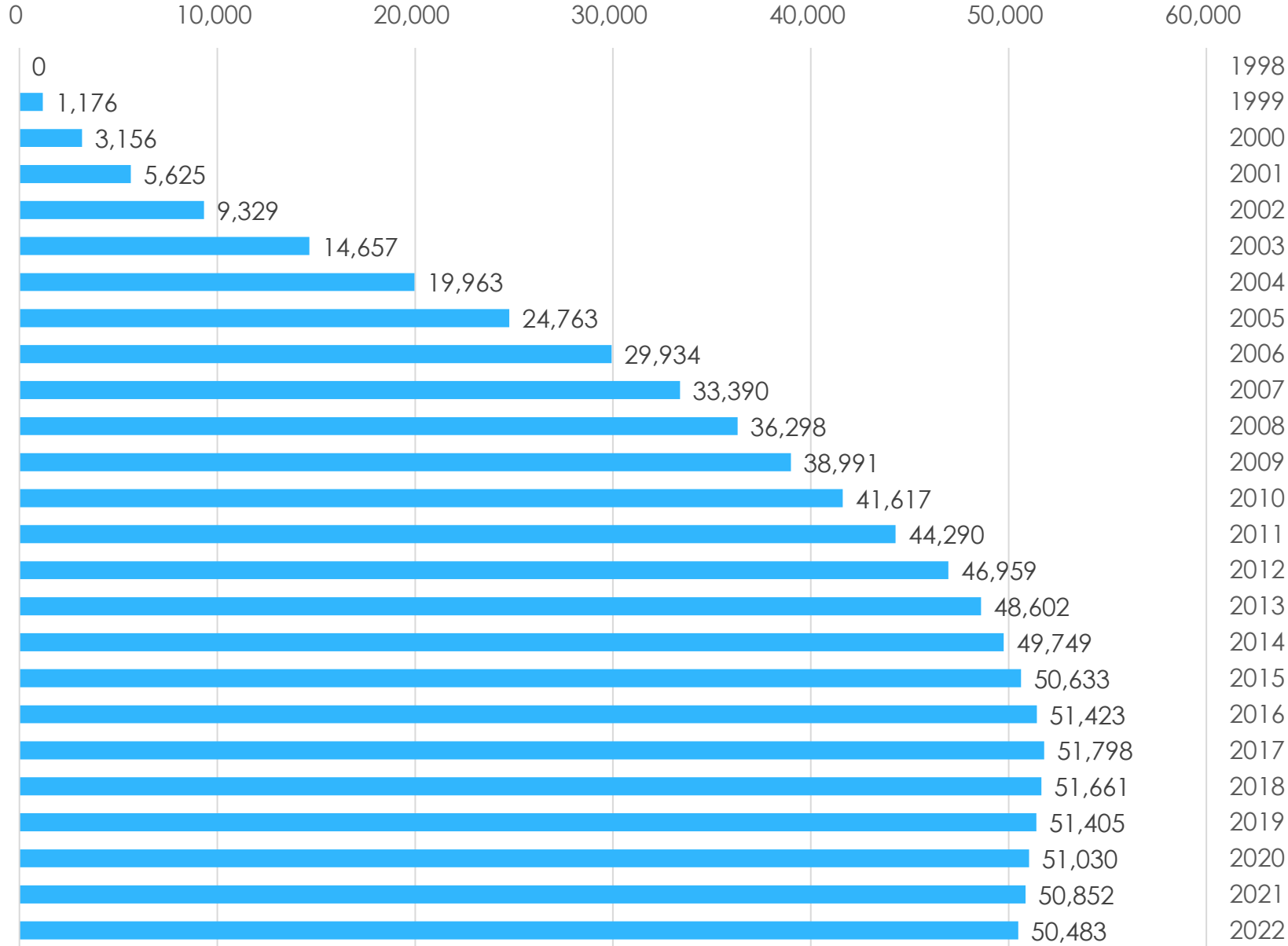
並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する
特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること
等により、

**ボランティア活動をはじめとする
市民が行う自由な社会貢献活動としての
特定非営利活動の健全な発展を促進し、
もって公益の増進に寄与することを
目的とする。**

日本NPOセンターの
協働の定義

「異種・異質の組織」が、
「共通の社会的な目的」を果たすために、
「それぞれのリソース（資源や特性）」を持ち寄り、
「対等の立場」で「協力して共に働く」こと

NPO法人数の推移

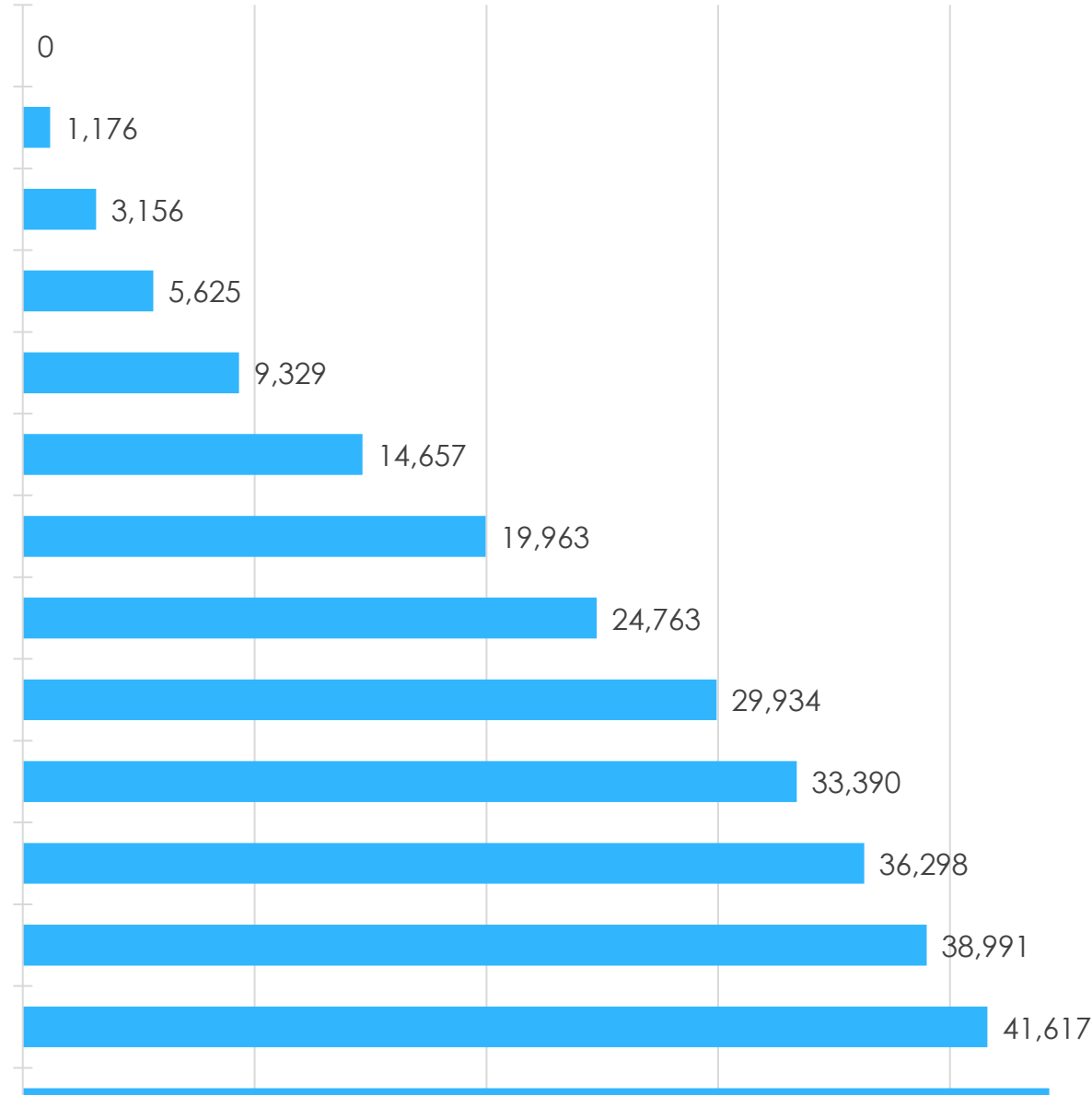


NPO法成立・施行

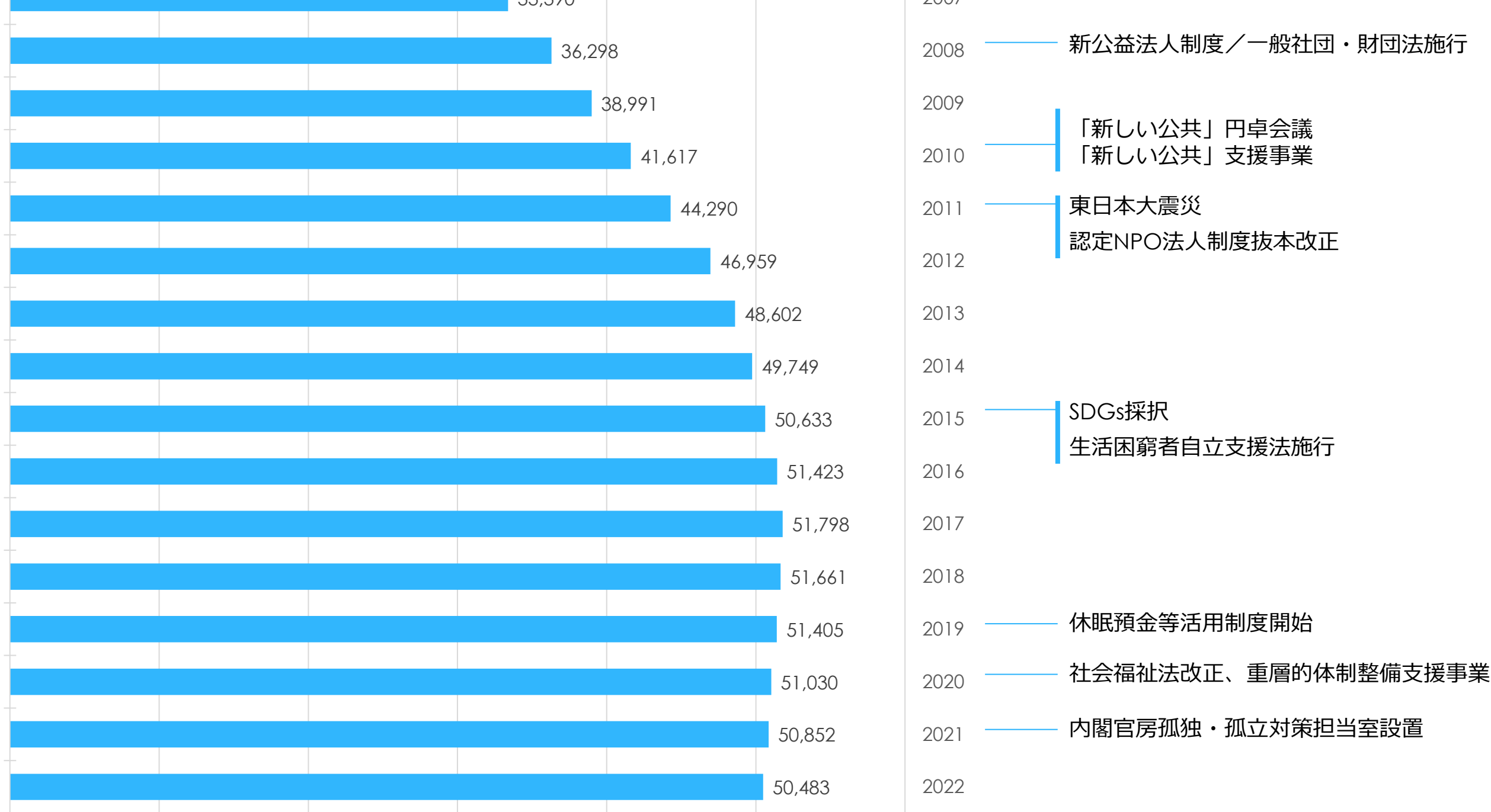
各年12月末の法人数（内閣府のデータをもとに加工）

NPO法人数の推移

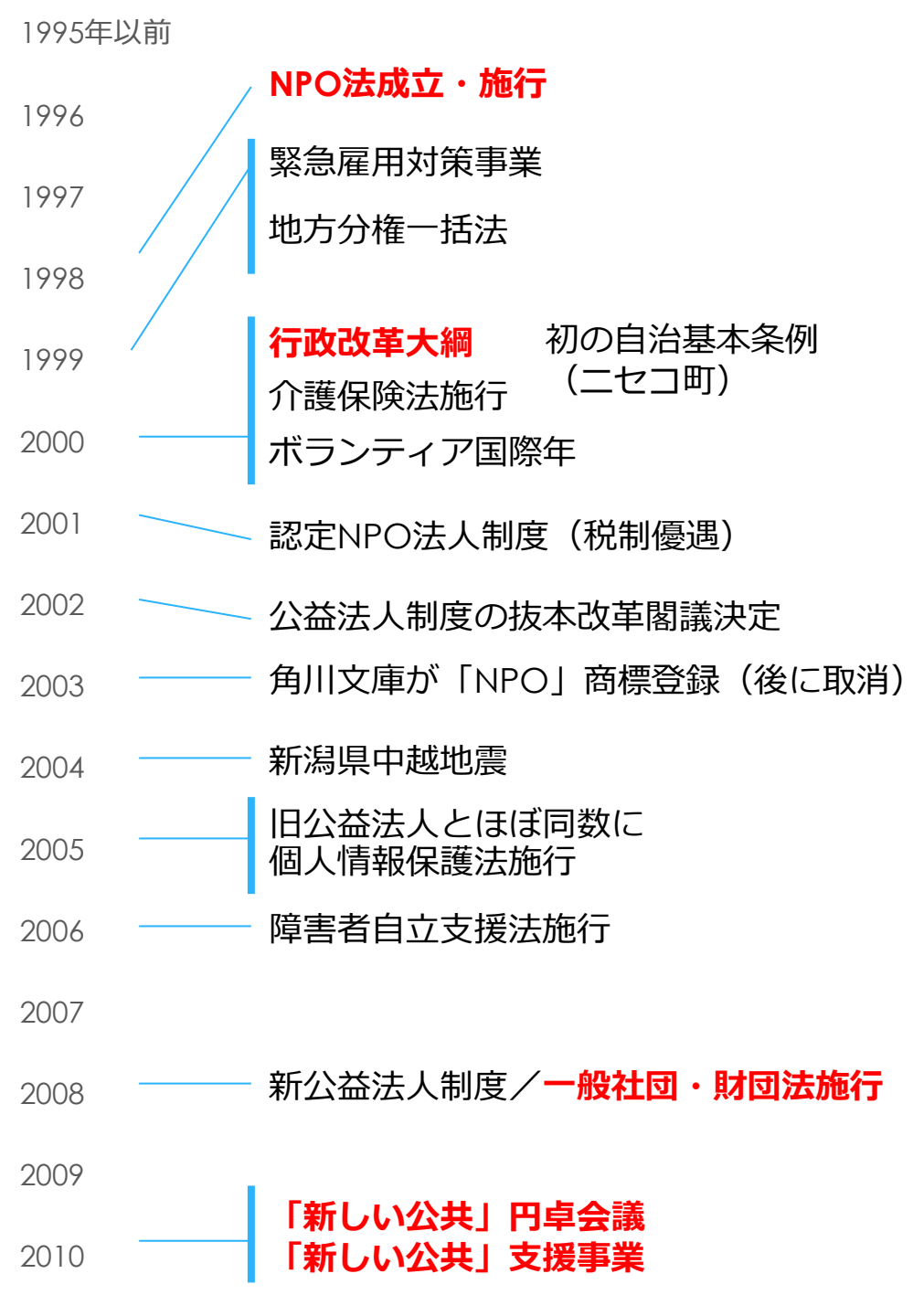
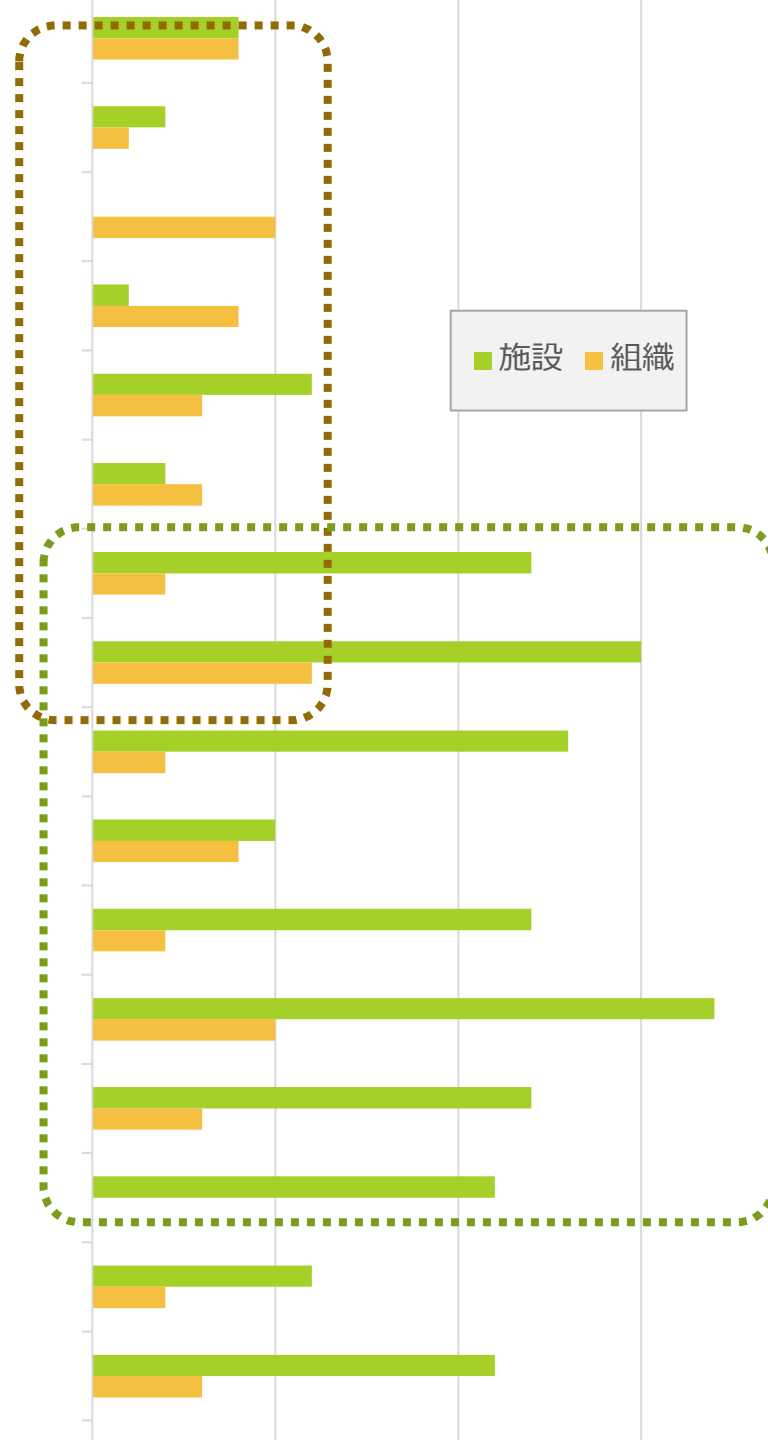
0 10,000 20,000 30,000 40,000 50,000 60,000



- 1998 NPO法成立・施行
- 1998 緊急雇用対策事業
- 1998 地方分権一括法
- 1999 行政改革大綱 初の自治基本条例 (二セコ町)
- 1999 介護保険法施行
- 2000 ボランティア国際年
- 2001 認定NPO法人制度 (税制優遇)
- 2002 公益法人制度の抜本改革閣議決定
- 2003 角川文庫が「NPO」商標登録 (後に取消)
- 2004 新潟県中越地震
- 2005 旧公益法人とほぼ同数に個人情報保護法施行
- 2006 障害者自立支援法施行
- 2007
- 2008 新公益法人制度 / 一般社団・財団法施行
- 2009
- 2010 「新しい公共」円卓会議
- 2010 「新しい公共」支援事業

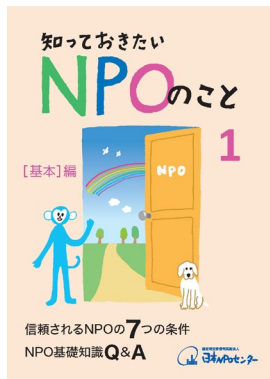


NPO支援組織と NPO支援施設の 設立年



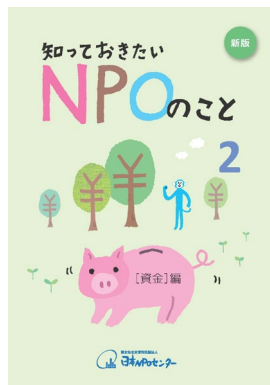
日本NPOセンター発行書籍のご案内

知っておきたいNPOのことシリーズ

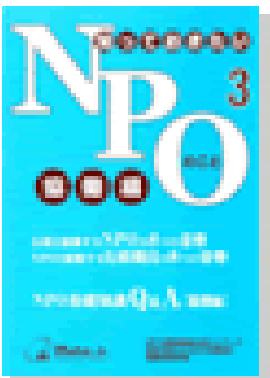


基本編

「信頼されるNPOの7つの条件」を収録

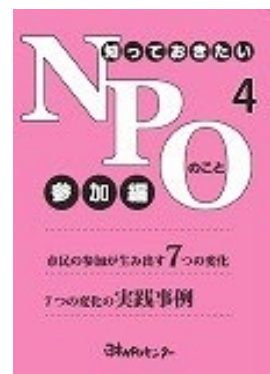


資金編



協働編

「行政と協働するNPOの8つの姿勢」「NPOと協働する行政職員の8つの姿勢」を収録



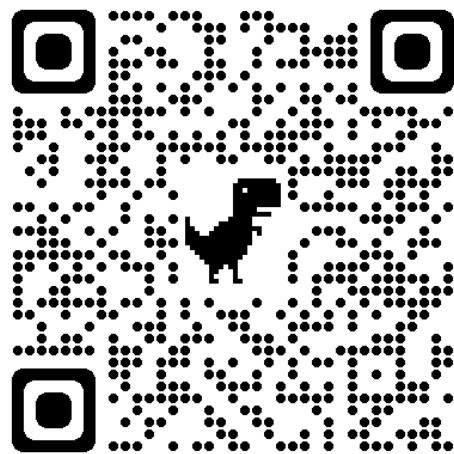
参加編

くらし×〇〇 つなぎの手帖



専門性ある NPO を地域につなぎ、こまりごとの解消とあわせて地域づくりの取り組みに伴走する「つなぎ手」。これこそわたしたち NPO 支援センターの新たな役割であり、地域での出番と考え、そんなすてきなつなぎ手が増えたらという願いを込めて作りました。

ご注文は www.jnpoc.ne.jp/books



ご入会お待ちしております！

特定非営利活動法人日本NPOセンター
東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル245
TEL: 03-3510-0855